

令和6年度

公共施設の定期利用（定期的企業使用）に関する利用者募集要領

1 利用者募集の趣旨

公共施設が本市の経営資源として有効活用されるとともに、市民福祉の向上を図ることを目的として、利用が少ない夜間の時間帯において、利用者がその事業の参加者から参加に係る対価を得ることを妨げず定期的に利用する「定期的企業使用」について、保健福祉センター条例、曲松児童センター条例及び広畑ふれあいプラザ条例に基づき、利用者（候補者）を募集します。

2 対象となる施設等

対象となる施設（部屋）は、次表のとおりです。位置及び建物の内部については、5ページ以降の図及び11ページの施設写真を参照してください。また、利用時間は30分を単位とします。

【対象施設(部屋)】

施設名	階	部屋名	利用可能時間	定員	休館日
保健福祉センター	2	第2会議室	17:00～22:00	16名	12/29～1/3 第1日曜日
曲松児童センター	3	会議室B	17:00～22:00	18名	12/29～1/3 第2月曜日
	2	創作活動室	17:00～22:00	18名	
	1	遊戯室	17:00～22:00	70名	
広畑ふれあいプラザ	2	学習室1	17:00～21:30	21名	12/29～1/3 定期清掃日4日/年

※1 曲松児童センターに駐車場はありません。

※2 各施設とも、選挙の投票日及びその前日は利用することができません。また、曲松児童センターは、期日前投票の期間は利用することができません。

※3 各施設とも、本市の事業等のため利用できない日があります。具体的な日程は申し込みいただいた希望曜日に応じて、ヒアリングの際にお知らせします。

3 利用内容

利用の内容は、次の各号に掲げる条件を満たすものとしてください。

- (1) 対象施設（部屋）において、市民の学習や教養等の向上のための教室、講座、塾等を実施するものであること。なお、この場合において、主催者が参加者（受講者）から参加（受講）に係る対価を得ることを妨げるものではありません。
- (2) 対象施設（部屋）において、一定期間（1年以上2年以内）において定期的を実施するものであること。
- (3) 利用料（後述）の負担を踏まえた運営が行えるものであること。
- (4) 商品等の販売又は会員への勧誘等を主目的とする利用と認められるものではないこと。
- (5) 政治及び宗教目的での利用並びに公序良俗に反する利用と認められるものではないこと。
- (6) 本市の求めに応じて利用状況に係る適切な報告ができるものであること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公共施設の持つ高規範性に反する利用と認められるものではないこと。

4 利用料

1時間あたりの利用料は、次に掲げる額とします。ただし、利用時間は30分を単位とし、30分の利用料はこの半額とします。

施設名	階	部屋名	利用料(1時間あたり)
保健福祉センター	2	第2会議室	1,000円
曲松児童センター	3	会議室B	1,000円
	2	創作活動室	
	1	遊戯室	1,600円
広畑ふれあいプラザ	2	学習室1	1,000円

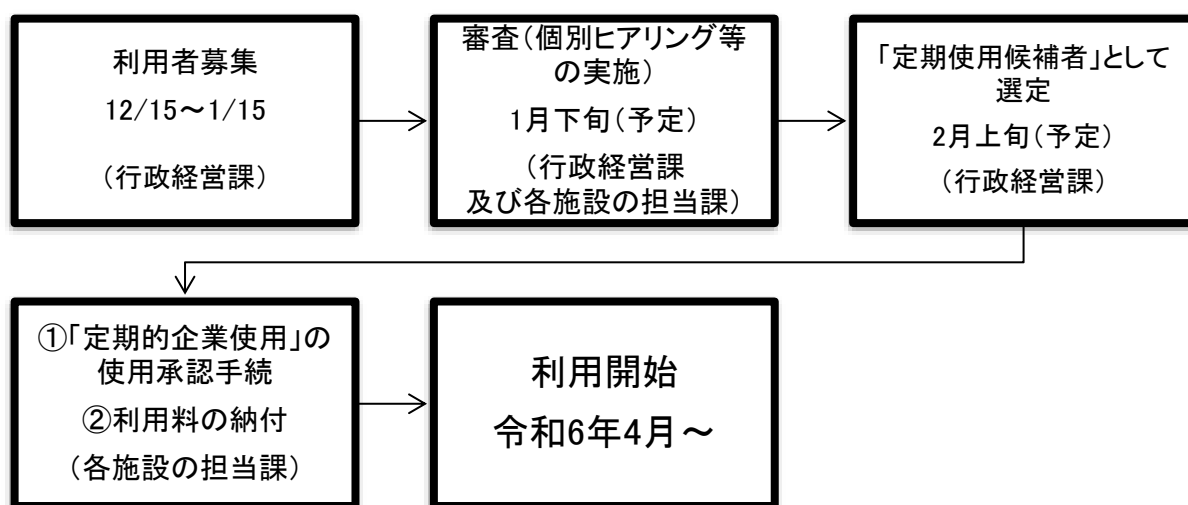
5 申込みの方法

- (1) 様式（巻末）に必要事項を記入し、令和6年1月15日（月）午後5時までに行政経営課へ郵送、持参又はメールにより提出してください。
本市ホームページでもダウンロード（Word/PDF）が可能です。
なお、メールにより提出された場合は、秦野市政策部行政経営課（電話0463-82-5102）へ受信の確認をしてください。

- (2) 候補者の選定にあたっては、利用内容について審査を行います。この場合において、利用内容に関する資料の提出や、ヒアリングへの出席を依頼することがあります。詳しくは、申込み後に個別にお知らせします。
- (3) 利用する施設や曜日、時間帯が他の利用申込者と重複した場合は、申し込みの内容以外に利用が可能な施設や曜日、時間帯についてお尋ねすることがあります。（できるだけ、利用が可能な曜日、時間帯の候補を複数挙げてください。）

6 手続の流れ

手続の流れについては、次の図を参照してください。



7 注意事項

- (1) 手続は、最終的に「定期的企業使用」の使用承認を受け、利用料を納付することで完了します。本市は、利用申込者（定期使用候補者）が被ったいかなる損失も補償しませんので、事前の開講案内や生徒募集等に当たっては、御注意ください。
- (2) 使用承認を受けた後であっても、本市が公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は承認の条件に違反する行為があると認めるときは、その内容の一部又は全部を取り消す場合があります。この場合においては、利用者が被ったいかなる損失も補償しません。
- (3) 利用料は、「定期的企業使用」の使用承認を受けたのち、利用を開始する日までに、本市が発行する「納入通知書兼納付書」により、指定する金融機関の窓口で納付してください。なお、納付後に本市の事由によらない利用の変更や取消しを行う場合は、一度納付した利用料は還付しません。
- (4) 利用時間には、講座等の準備や片付けに必要な時間を含めますので、こ

のことを踏まえ、たうえで講座等の開始・終了時間を設定してください。特に、各施設とも午後 5 時までには一般の利用があり、午後 5 時の時点での入れ替えとなりますので、御注意ください。

- (5) 机・椅子等の配置を変更した場合は、原状に回復したうえで利用を終了してください。また、備品等を持ち込む場合には事前に施設所管課と調整してください。その他、利用にあたっての遵守事項及び注意事項は通常の施設使用に準じます。

8 問合せ

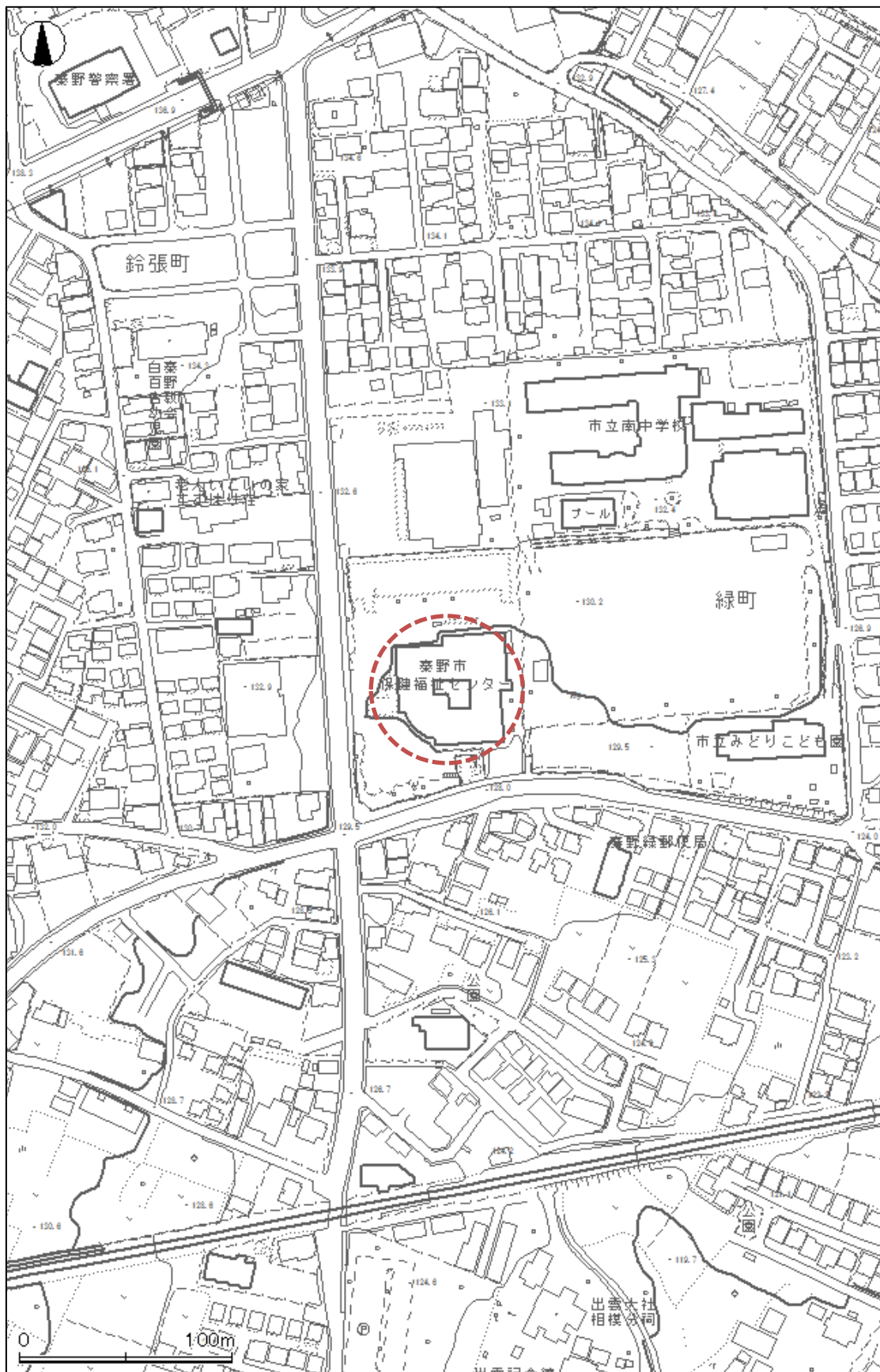
施設名 (部屋の設備や備品に関することは、各施設へ直接お問い合わせください)	利用者募集・候補者の選定に関する事	使用の承認・利用料の納付に関する事
保健福祉センター 0463-84-5511	行政経営課 公共施設マネジメント担当 (本庁舎 5 階) 0463-82-5102	地域共生推進課 (本庁舎 2 階) 0463-82-7392
曲松児童センター 0463-88-2321		こども育成課 (本庁舎 3 階) 0463-86-6310
広畑ふれあいプラザ 0463-77-6061		高齢介護課 (本庁舎 1 階) 0463-82-7394

9 申込書の提出先

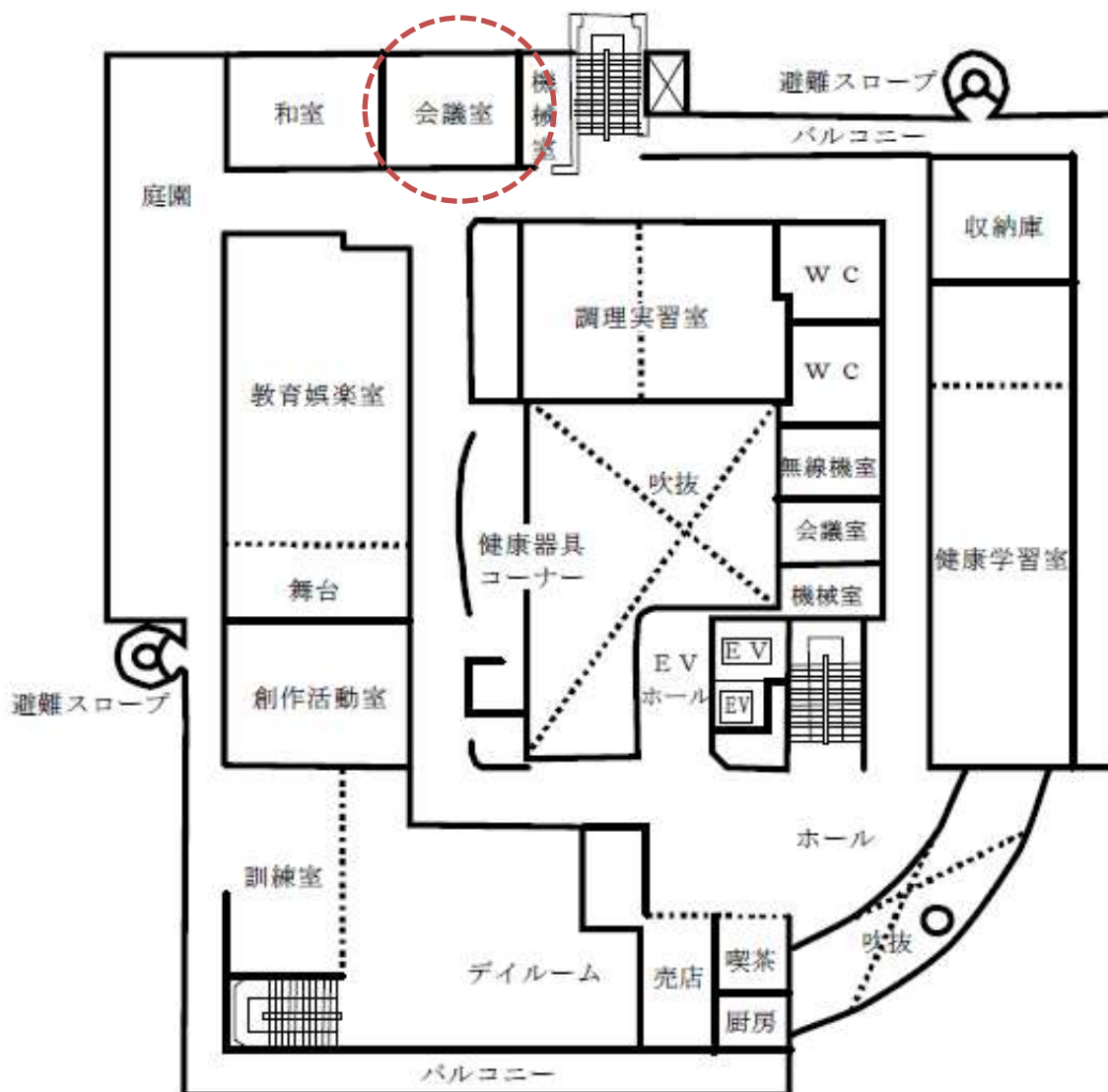
秦野市政策部行政経営課 公共施設マネジメント担当
〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目 3 番 2 号
TEL0463-82-5102(直通) Fax0463-84-5235
Mail : keiei@city.hadano.kanagawa.jp

参考：対象施設の位置図及び平面図

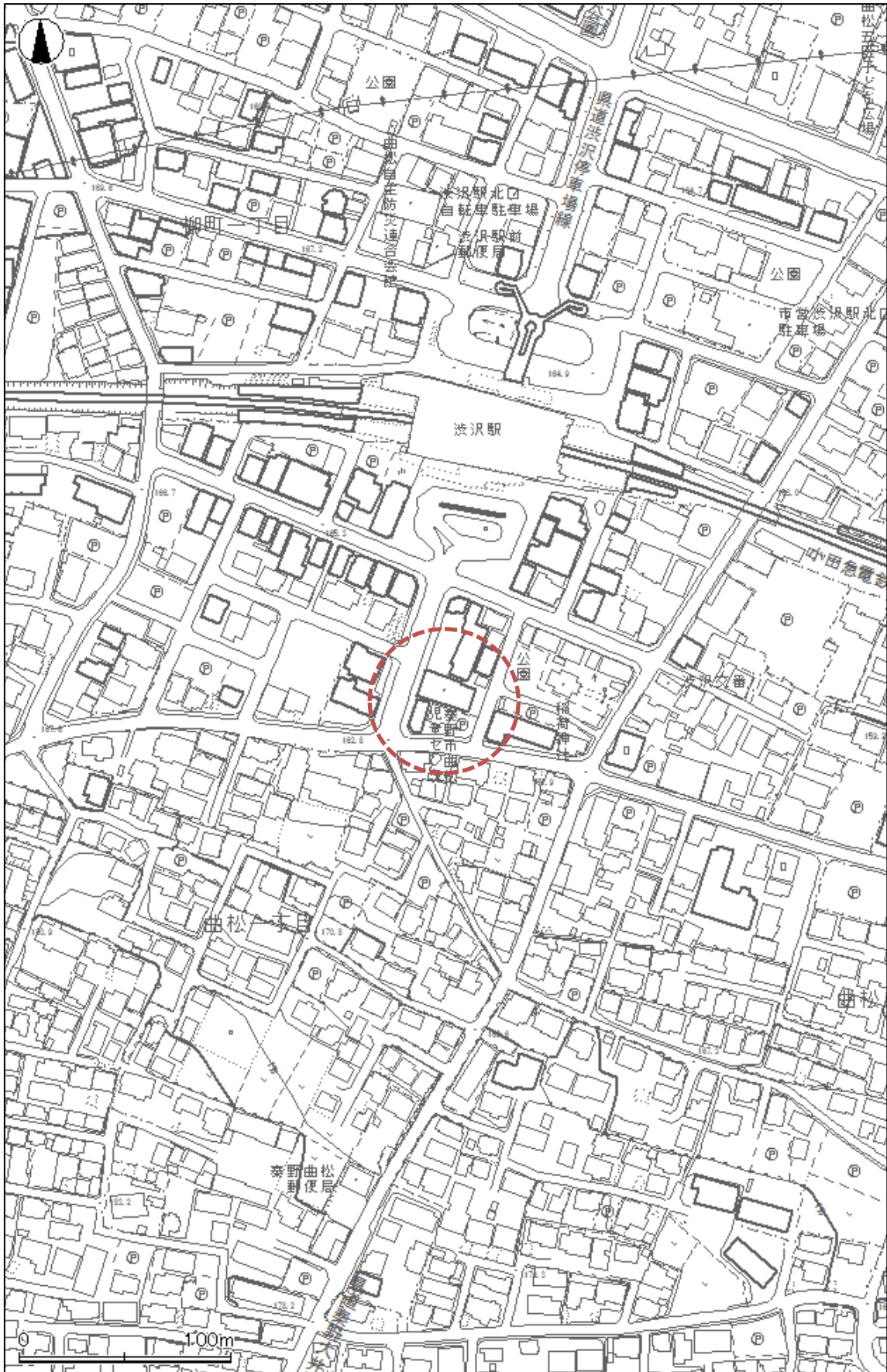
【保健福祉センター位置図】



【保健福祉センター2階平面図】

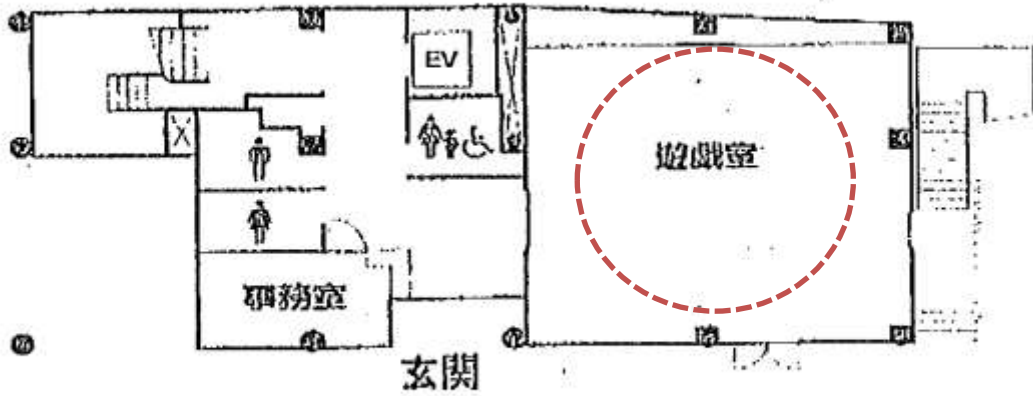


【曲松児童センター位置図】

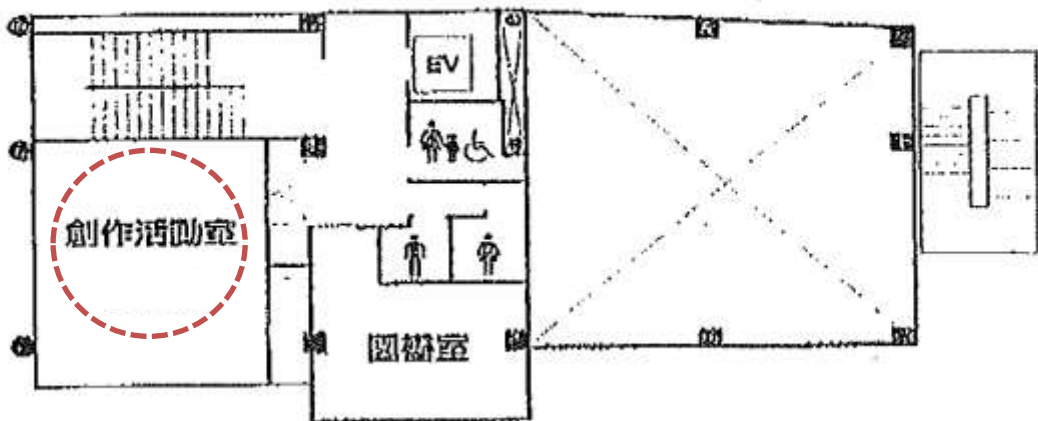


【曲松児童センター1・2・3階平面図】

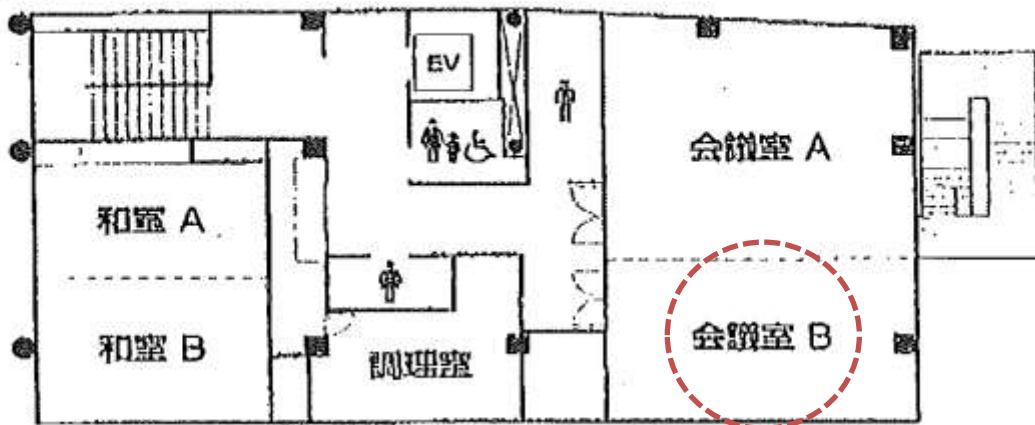
1階



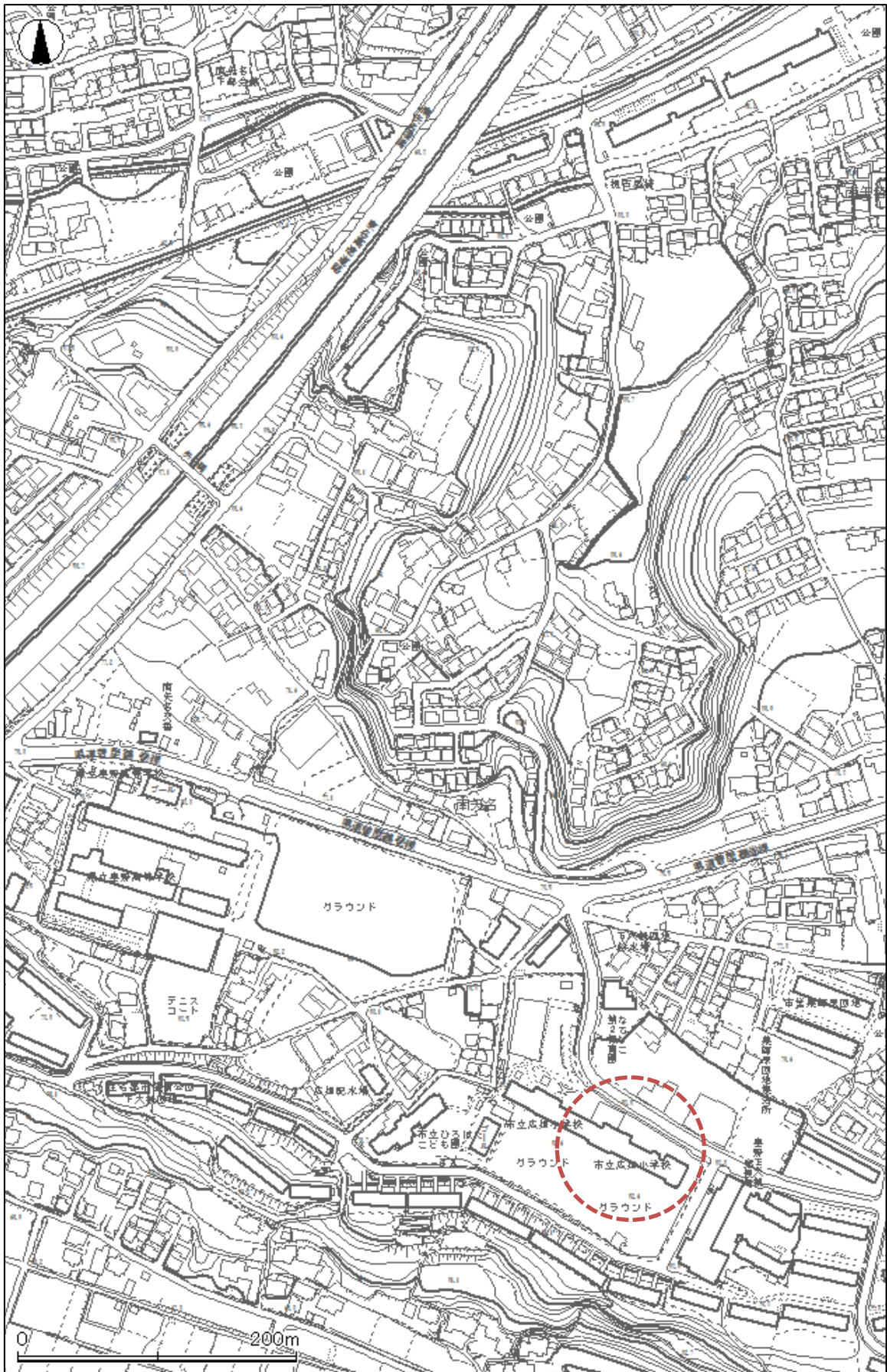
2階



3階



【広畑ふれあいプラザ位置図】



【広畑ふれあいプラザ 2階平面図】



(参考) 施設写真



保健福祉センター 第2会議室



曲松児童センター 会議室B



曲松児童センター 創作活動室



曲松児童センター 遊戯室



広畑ふれあいプラザ 学習室1